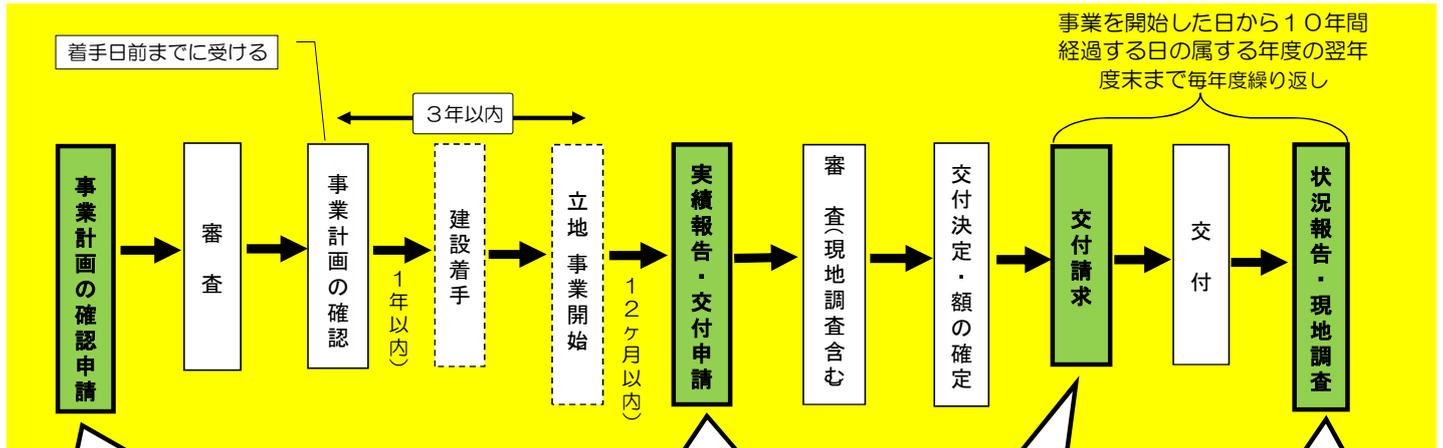


○さいたま市産業立地促進補助金にかかる手続きについて

補助金申請の手続き

- ① 事業者は建設着手前・売買契約前(概ね1ヶ月前)までに、市へ事業計画の確認申請を行う。
- ② 市は審査会を開催して審査し、事業者あて建設着手前までに結果を通知する。
- ③ 1年目は、立地(事業開始)後12ヶ月以内に交付申請を行い、その後交付決定等通知後に交付請求を行う。
- ④ 2年目以降は、毎年度市長の指定する期間内に交付請求を行う。
- ⑤ 毎年度分割して交付する(10年間)。
- ⑥ 事業を開始した日から10年間経過する日の属する年度の翌年度末まで、毎年度事業の実施状況を報告する。



●事業計画の確認申請

(建設着手前・売買契約前に事業計画の確認申請を行う)

【提出書類】

- 1 事業計画確認申請書 (様式第1号)
- 2 事業計画書 (様式第2号)
- 3 企業概要書 (様式第3号)
- 4 面積算出表 (様式第4号)
- 5 経費算出表・別紙 (様式第5号・別紙)

【添付資料】

- 1 建築確認申請書(写) 工事請負契約書(写)
- 2 設計図面、配置図、周辺地図
- 3 階層別平面図
- 4 売買契約書(案) ※1
- 5 土地、建物の割合を確認できるもの ※1
- 6 法人定款(写)
- 7 印鑑証明書 ※2
- 8 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※2
- 9 市税に関する直近の申告書(写)等 ※3
- 10 直近の決算書(写)

- (※1)建物取得の場合に提出するもの
 (※2)発行後3カ月以内のもの
 (※3)市内に事業所等が既にある場合に提出するもの

●立地実績報告・交付申請

【提出書類】

- 1 立地実績報告及び交付申請書 (様式第13号)
- 2 面積算出表 (様式第14号)
- 3 経費算出表・別紙 (様式第15号・別紙)

【添付資料】

- 1 市税に関する直近の申告書等 ※1
- 2 契約書(写)、請求書(写)、領収書(写)等補助対象経費を確認できる書類
- 3 施設の不動産登記簿謄本 ※2
- 4 印鑑証明書 ※2
- 5 常時雇用者を確認できる書類 ※3 (例)労働保険加入申込書(写)など
- 6 法人設立・事務所等開設申告書(写) ※4
- 7 検査済証(写)
- 8 許認可関係書類 ※4
- 9 直近の決算書(写)

- (※1)市内に事業所等が既にある場合に提出するもの
 (※2)発行後3カ月以内のもの
 (※3)大型特例の場合のみ提出するもの
 (※4)必要に応じ提出するもの

●交付請求

(毎年度申請を行う)

【提出書類】

- 1 交付請求書 (様式第19号)

【添付資料】

- 1 交付決定及び交付額確定通知書(写) (様式第16号)

●状況報告

(事業を開始した日から10年間経過する日の属する年度の翌年度末まで毎年度報告)

【提出書類】

- 1 継続状況報告書 (様式第28号)

【添付資料】

- 1 直近の決算書(写)
- 2 事業活動についてわかる資料

(初年度のみ)

- ・固定資産台帳及び減価償却明細書